

## 令和4年度2回羽村市文化財保護審議会 会議録

令和4年度第2回羽村市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和4年7月16日（土） 午後2時～午後4時
会 場	羽村市郷土博物館 会議室
出席者	白井 裕泰 会長、島田 秀男 副会長、和田 哲 委員、坂詰 智美 委員、鈴木 秀和 委員
欠席者	坂上 洋之 委員、金子 淳 委員
議 題	<p>1 あいさつ</p> <p>2 議題等</p> <p>(1)令和4年度第1回羽村市文化財保護審議会会議録の確認について</p> <p>(2)令和4年度文化財説明板の作成・設置について－資料1-1、1-2</p> <p>(3)令和4年度羽村市文化財保護審議会視察について－資料2</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1)令和5年度東京都文化財保存事業について</p> <p>4 その他</p> <p>(1)次回日程について 令和4年 月 日（ ）</p>
傍聴者	なし
配布資料	<p>令和4年度第2回羽村市文化財保護審議会 次第</p> <p>【資料1-1】森田通（道）定の墓</p> <p>【資料1-2】森田通定の墓</p> <p>【資料2】令和4年度羽村市文化財保護審議会視察について</p>
会議の内容	<p>1 あいさつ</p> <p>(会長) &lt;あいさつ&gt;</p> <p>2 議題等</p> <p>(1)令和4年度第1回羽村市文化財保護審議会会議録要旨の確認について</p> <p>(事務局) 令和4年度第1回羽村市文化財保護審議会会議録については事前に送付したとおりで、訂正等があればご指摘いただきたい。</p> <p>(会長) 令和4年度第1回会議録要旨について訂正、ご意見等あるか。</p> <p>(委員) 特になし。</p> <p>(会長) 無いようなので、令和4年度第1回については会議録を承認する。</p> <p>(2)令和4年度文化財説明板の作成・設置について</p> <p>(会長) 事務局から説明をお願いする。</p>

(事務局) <【資料 1-1】を用いて説明>

(会長) 意見、質問等はあるか。

(会長) 実際の墓碑は「通」「道」どちらを使っているか。

(事務局) 墓碑は「道」だが、「通」の方が一般的に使われている。ただし墓地の説明文なので、「道」をカッコ書きにして併記した。前回審議会での意見を受け修正した。

(会長) 墓碑は「道」であるため、タイトル行は「通」と「道」の順番を入れ替え「道」を前にする。本文一行目の部分は、このまま「通」を前にすれば違いがわかるだろう。以降については、最初に書いてあるのでカッコ書き部分を省略するというのはいかがでしょうか。

(会長) 意見等あるか。

(委員) 論文なら注をつけて「以下～という。」とできるが、説明板だと難しい。

(会長) その他意見ないか。実際に書いてあるのは「道」であり、墓そのものの名称であるため「道」を活かしたい。

(委員) 意見を再確認すると、タイトル行は「道」を前にして、本文はこのまま「通」を前にして、以降はカッコを省略ということでしょうか。

(会長) 論文などでは、注をつけずにカッコを省略している。

(委員) 墓に設置する説明板であるため、墓碑に合わせて実際に書いてある「道」を使うという意味でしょうか。

(会長) 論文などの場合、対象そのものの名称であるため、原文のままで表記している。

(会長) その他意見あるか。

(委員) どちらでも間違いではないと思うが、一行目以降のカッコは省略し、墓碑に正確にということなら「道」を使った方がよい。また、ルビについても検討して欲しい。また、別件であるが前回審議会でも西府は府中市と発言した。再度調べたら本来府中は本宿、新宿、分倍、この3つしかない。最近、南武線の駅に西府駅というのが出来たが、江戸時代に西府は地名として存在しない。

(委員) タイトル行の字を「通」「道」どちらを使うということだが、文化財に指定された際、どう明記されたのか。

(事務局) 文化財に指定されていない。

(委員) カッコについては、自分で文章を書くとしたら、カッコは初めだけで後はつけないので、なくてもよい。

(会長) その他意見あるか。

(委員) 何故この方の墓へ説明板を設置するかというと、治水要辨を書いて日本の土木史上に一定の影響を与えた有名な方という観点である。治水要辨

は「通」を使っているのですが、墓を見たいという人からすると「通」を使っている方がよい。ただ問題なのは、墓碑を見たとき「道」の字を使っているのですが、字が違うと思われる。

(委員)「治水要辨を著しました。」の「治水要辨」の後ろに「森田通定著」と入れれば、タイトル行は「道」でも、後世名が残っている治水要辨の方は「通」の字を使っているのがわかるのではないかと。古い墓を色々見ているが、墓碑の字の違いや、なぜこの字を使っているのかなど、考えながら見ている。そういう観点から説明板にそういった説明が入っていれば、治水要辨から入って来た人からすると「通」が正しく、墓自体を見た人は「道」が正しいと思うだろう。双方納得する表記が望ましいがどうするかが難しい。

(会長) 具体的には。

(委員) タイトル行、本文全体に「道」を使うが、唯一「治水要辨を著しました」のあとに、「通」の字を使った説明文を加えるのはどうか。

(会長) 治水要辨以外に森田通定の名前は出てこないのか。

(事務局) 出てこないが、本人の墓以外に父の墓があり、父の墓碑には、子である森田通定が建てたと「通」の字が使われている。

(委員) 同じ墓地の中に、父の墓には「通」が使われ、本人の墓には「道」が使われ、両方が存在している。その他では、田中丘隅の関係で川崎市にある寄進された灯籠には「通」が使われている。その他の石碑などにも「通」が使われ、文献には治水要辨に出てくるだけで、自分の墓だけ「道」が使われている。

(会長) 森田通定の菩提寺はどこか。

(事務局) 一峰院である。

(会長) 過去帳を見ればよいのでは。

(委員) 過去帳については、過去に見せてもらったことはあるが、当時私は見ていない。

(会長) それでは、結論として、実際の墓の名称であるためタイトル行は「道」、本文は「通」、カッコは省略という方向とする。

(会長) 次に、甲州流、関東流、紀州流と多摩流との大きな違いは何か。考案・改良されたとあるが、蛇籠などは一般的であり、おそらく改良された部分が多摩流の特色なのだろう。何故なら、農民たちによって考案・改良されたとなると不具合を批判したのは農民ということになる。そこに通定が関与していないことはないだろう。

(委員) 森田通定は田中丘隅に付いて色々な所を回り、多摩川の治水に携わってきた。現場で働いていたのは農民たちだが、多摩川の治水を行うため試行錯誤した結果である。どこがどう違うとはっきり書いてないが、それらの流派とは違う多摩流と言ってもよいという認識である。

(委員) 多摩流ではなく、多摩川流の方がよいのではないか。治水要辨では、各流派の工法の不具合をこうしたという書き方ではなく、こうゆう時はこうすべきという書き方である。批判とは少しニュアンスが違うと思う。多摩川で培った自分の経験則、田中丘隅の教えを受け、こういうときこの部分を工夫すれば防げるといった書き方である。実際にやったのは農民であるが、森田通定の指揮監督のもとやっていた。治水要辨を書いたのは通定であるため、農民が考案・改良したまでは言えないと思う。多摩川流という言葉を使ったのは楠さんという方で、治水要辨に基づいて論じている。多摩川でずっと治水に携わってきた、技術のことを多摩川流と言いたいのではないかと思う。

(会長) では、実際の治水要辨には、甲州流などは出てこないということか。

(委員) 本文には出てこない。注釈で各流派に触れている程度であるが、決定的な違いははっきりわからない。

(委員) 甲州流では霞堤というものがある。だが、霞堤は多摩川流域にもあり、現在昭島に唯一残っている。現地では「食い違い」と呼んでいるが構造が霞堤と同じである。多摩川流にはこういうものがあるというわけではなく、色々なものを取り入れ、そして実際に使っている。

(委員) いい所は取り入れ、ただ各地の川の流れは違うため、多摩川では有効ではない所をいくつも改良して、それをもって多摩川流だという言い方をしていると思う。自分たちの治水にとってより良いものを編み出した意味で使っているのだろう。完全な批判まではいかななくても、多摩川では有効ではなかったということだろう。

(委員) これらの工法を取り入れながらも、多摩川独自のひとつの治水工法である多摩川流というものを編み出したということだろう。

(会長) 「甲州流・関東流・紀州流などの流派がありましたが、森田通定の指導のもとに、多摩川に合わせて多摩川沿岸の農民たちによって考案・改良された治水工法が多摩川流とも言われるものでした。」ということか。

(委員) 元々の説明板にはこう書かれています。「甲州流・関東流・紀州流等の流派がありましたが、これらの長短適否を実地に即して大成したのが『治水要辨』で、いわば「多摩川流」とでもいうべき治水工法でした。」

(会長) 多摩川にこの工法を実施したのは、治水要辨を表した前なのか、後なのか。

(委員) 前であるだろう。後世の人のために残して欲しいと言われたから書いたとある。

(会長) 農民たちが考案・改良した記述はあるか。

(委員) 一人では出来ない。農民たちと一緒にやっているのだろう。田中丘隅でも同じである。

(会長) 資料1-2の「これらの長短適否を実地に即して」の部分へ、その内容をもう少し、資料1-1のニュアンスを落とし込めないか。また、実際に携わったのは多摩川だけなのか。多摩川以外もあるのか。

(委員) 田中丘隅は、大岡越前に取り立てられた民間人であり、大岡越前が多摩川に領地を持っていたので、その関係で田中丘隅に付き従っていた森田通定も多摩川に携わっていたのだろう。

(委員) 最近の資料では、山梨や静岡まで手を伸ばしていた可能性があるようだ。

(会長) 森田通定も行っているのか。

(委員) 行っているだろう。甥なので、若いうちから引き連れていたと書いてある。

(会長) 治水要辨は多摩川に限定した治水工法なのか。それとも、一般的な治水工法なのか。

(委員) 一般的な治水工法が書いてある。多摩川だけではなく他でも使えるものである。

(委員) 多摩川そのものではなく、自分の経験上こういう時はこういう方法があるというパターンが書いてあり、固有名詞の多摩川は出てこない。

(会長) 出てこないのであれば、誤解を生むのでは。

(委員) 一般化できるものであるが、一番自分が多く携わった多摩川で特に有効な治水工法であると読み取れ、だからこそ後世の人に役立てるために書いたとある。

(会長) 多摩川で実際に用いた治水工法の集大成が治水要辨と言えるか。

(委員) 集大成といえるかはわからないが、通定が今までやってきた中では、こうする方が良いのだと読み取った。

(会長) 他の所でも治水の経験が色々あるので、集大成といっても多摩川に限定してしまうのは言い過ぎではないか。

(委員) 壮年になって、これまで実際に用いてきた様々な水利技術を、自分が得た技術が後世の人に役立つのなら使って欲しいという書き方である。だからこそ図が多く入っているのだと思う。

(委員) 説明板に図を入れられないか。今でも使われている蛇籠や弁慶杵など、色々と図が治水要辨に載っていて、わかりやすいのではないか。

(会長) 多摩川流といえるならよいが、一般的な治水工法であり文章が多摩川流にこだわりすぎているのではないか。

(委員) もっと一般的な書き方にして、例えば蛇籠や弁慶杵などの図を入れて、今にも伝えられている治水工法が多くまとめられているという書き方はどうか。

(会長) 森田通定が治水要辨を書いたということが重要で、多摩川流にこだ

わらない方がよい。

(会長) それでは、もう一度その辺りを整理する。今回答えを出すのは難しい。

(委員) 本日委員2名が欠席している。審議会は成立しているが、2名の意見も聞きたい。

(会長) 事務局と相談して案を作成して欲しい。

(委員) 治水要辨は伊勢神宮の神宮文庫にしかないと思っていたが、委員に探していただいたところ、群馬県の文書館に写本があったということで検索し確認した。写本は寛政5年6月に写している。治水要辨が出来てから40年位で、かなり正確な写本なので、是非見てみたいが、群馬県の前橋市にある。

(会長) 治水要辨の原本はないのか。

(委員) 唯一伊勢神宮に写本があるだけだと言われていた。群馬県にあるなら是非写しを取ってきて欲しい。出来れば館から群馬県に依頼して、この写本の写しを現地に行くなどして取っておくべきではないか。

(委員) おそらく、写しは不可で写真であれば可能ではないか。写本の内容が公表されるのには時間かかる。新しい資料があるかもしれない。

(委員) そこにもしかしたら、多摩川流のことなども書いてあるのかもしれない。わからないが何かあるはずだと思うので、館としても持っておいた方がよいと思う。

(会長) 事務局で検討をお願いします。

(事務局) それでは最後に確認だが、委員にご協力をいただき、多摩川流にこだわらず一般的な言い回しに変えるということによりか。

(委員) 資料1-1「通(道)定は丘隅のもと河川工事の実務に携わりました。」の後の部分の書き換えがメインで、下段の「通(道)定は宝暦2年(1752)年に、多摩川で実際に用いた水利技術を集大成した『治水要辨』を著しました。以下を生かす形で、中段の3行位を少しやわらかい言い方に変える。

(委員) 説明板に図は入れられるのか。

(事務局) 実際に写真を使っているものはある。今後説明文が完成したら、英文を作成し、さらに先ほども意見があったがルビを加える。そのため、文字数の制限が出てくるだろう。まずは説明文を完成させ、バランスを見ながら検討したい。また、実際に図が入れられるか業者等に確認しておく。

(会長) よろしいか。よろしければ次回に持ち越しとする。

### (3)令和4年度羽村市文化財保護審議会視察について

(会長) 事務局から説明をお願いします。

(事務局) <【資料2】を用いて説明>

また、視察の日程については、11月上旬から12月上旬の土曜日で候補日をあげていただき、視察先と調整のうえ決定したい。

(会長) 意見、質問等はあるか。

(会長) 禅林寺の十一面観音立像については、作成が江戸時代しかわからないのか。

(事務局) この文章は、指定する際の調査結果に基づいているので不明である。

(会長) 現地で確認すればわかるかもしれない。また、本尊ではなく十一面観音の方が指定されている点も確認したい。

(会長) 他に何かあるか。無ければ次に移る。

### 3 報告事項

#### (1) 令和5年度東京都文化財保存事業について

(会長) 事務局から説明をお願いします。

(事務局) …口頭により説明…

### その他

#### (1) 次回日程について

(事務局) 先程の審議会視察日程のとおり、11月上旬から12月上旬の土曜日の午後を開催する。

(会長) 以上で、本日の審議会は終了とする。